令和元年　第２回　相馬地方広域水道企業団議会定例会

（記者用資料）

令和元年８月27日

提出案件

議案第４号	相馬地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例について
原案可決	（提案理由） 水道料金等について消費税及び地方消費税相当分を8%から10%に改定することに伴い所要の改正を行うものです。
議案第５号	令和元年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算
原案可決	（提案理由） 収益的支出額について、人件費で6,540千円減額し、補正後の水道事業費用を1,356,604千円とし、資本的支出額について、配水管布設替工事 1件 他人件費等で20,375千円増額し補正後の資本的支出額を1,183,804千円とするものです。 なお資本的収入額が資本的支出額に不足する額604,281千円については、消費税資本的収支調整額46,024千円、建設改良積立金250,000千円及び損益勘定留保資金308,257千円で補てんするものです。
議案第６号	平成３０年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
認定及び 原案可決	（提案理由） 地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度相馬地方広域水道企業団水道事業決算に別紙監査委員意見書を添えて、議会の認定に付し、併せて同法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。 平成30年度決算における収益的収入額は1,520,759,503円、収益的支出額は1,239,135,816円、資本的収入額は360,185,040円、資本的支出額は1,081,535,694円です。利益剰余金の処分は、資本金に補填財源として使用した積立金分340,000,000円を繰り入れ、建設改良積立金に当年度純利益281,623,687円を積み立てるものです。
議案第７号	相馬地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
原案可決	（提案理由） 新地町駅前周辺地区整理事業に伴う換地処分により、字の区域の廃止、新設、変更が行われたため、所要の改正を行うものです。
報告第２号	平成30年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について 地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成30年度発注の配水管布設工事について県道相馬浪江線改良工事の工程との整合性を図るため予算繰越をしたので報告しました。
報告第３号	平成30年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について 地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、平成30年度大野台浄水場中央監視施設更新工事及び同工事の施工監理業務委託の継続費支出予定額で、支払い義務が生じじかなった分を、逓次繰り越したので報告しました。

報告第４号　平成 30 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計継続費精算書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度において 3 か年の継続工事で行った相馬第 1 水源地更新工事が終了したので精算報告しました。

報告第 5 号　平成 30 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員による決算審査の結果、平成 30 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計決算にかかる資金不足がない旨報告しました。

監査報告　定期検査の結果、例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 9 項に基づき、監査委員による定期検査の結果が「適正な事務処理がなされていた」ものであったことを報告しました。

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項に基づき、監査委員による平成 31 年 1 月～6 月の例月出納検査結果が、全て帳簿整理状況が適当、出納状況適切、指示事項がなかった旨を報告しました。

その他　相馬地方広域水道企業団議会水道施設整備特別委員会から、相馬地方広域水道企業団議会会議規則第 101 条の規定に基づく最終報告がありました。